行動計画(第五回)

一般社団法人四国クリエイト協会

職員が仕事と生活との調和を図り、働きやすい雇用環境を作ることによって、すべて の職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月31日までの5年間
- 2. 内容

目標 1. 所定外労働を削減するため、「ノー残業デー」を設定し、 実施する。

<対 策>

- 令和7年4月 当会のイントラネット等を活用して周知徹底を図る。
- ・令和7年6月 管理職会議を開催し、趣旨の徹底を図る。

目標2. 職員一人当たりの月平均残業時間を15時間以内とする。

<対 策>

- ・毎月、部署別、個人別、月別残業時間の実績状況を把握する。
- ・把握した実績等について管理職層へのフィードバックを行い、 必要に応じて業務分担の見直し等、マネジメントを徹底する。
- ・残業時間の多い職員と産業医との面談を実施する。

目標3. 育児・介護休業、所定外労働の免除、時間外勤務等の制限、育児短時間勤務及び子の看護等休暇・介護休暇等、育児・介護休業法に基づく諸制度の周知徹底を図る。

<対 策>

- ・令和7年4月 当会のイントラネット等を活用して周知徹底を図る。
- ・令和7年6月 管理職会議を開催し、再度の趣旨の徹底を図る。

目標 4. 計画期間中、男性職員の「育児休業等取得率」を30パーセント以上となるよう、取得の促進を図る。

く対 策>

・該当する男性職員に対し、育児・介護休業法に基づく諸制度の周知を 図り、育児休業等取得の促進を図る。

目標 5. 計画期間中、年次有給休暇の取得率を付与日数の80パーセント以上となるよう、取得の促進を図る。

<対 策>

- ・令和7年6月 管理職会議を開催し 年次有給休暇の計画的取得を実行 するよう周知する。
- ・令和7年6月 夏期期間については、年次有給休暇取得計画を作成する 等して休暇取得の促進を図る。